

**建設環境常任委員会会議記録（概要）**

令和 8 年 9 月 7 日（月）

開 会 （午前 9 時 0 分）

川辺浩直委員  
長

審査に先立ち、諮問第 2 号「産業廃棄物処理業計画書（処分業）について」及び諮問第 3 号「産業廃棄物処理業計画書（収集運搬業）について」  
現地調査を行うこととしてよろしいでしょうか。

（委員了承）

休 憩（午前 9 時 1 分）

（ 休憩中に諮問第 2 号及び諮問第 3 号について現地調査を行う。）

再 開（午前 1 0 時 2 0 分）

**【議 事】**

○議案第 9 7 号「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する  
条例制定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

花岡健太委員

項ずれが原因となった技術的な改正という認識でよろしいでしょうか。

小暮都市計画

条例の内容については、全く変更はございません。

課長

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

川辺浩直委員

長

議案第97号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第９８号「所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】な し

【質 疑】

花岡健太委員

前の議案同様、こちらも頂ずれにおける改正ということで、参照している内容は以前と変わらないということによろしいでしょうか。

吉田市街地整備課長

そのとおりでございます。

【質疑終結】

【意 見】な し

【採 決】

川辺浩直委員長

議案第９８号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前１０時２２分）

（説明員 交代）

再 開（午前１０時２４分）

○議案第１１０号「北野下富線（４工区）道路築造工事（下部工その３外）  
請負契約締結について」

【補足説明】な し

【質 疑】

花岡健太委員

北野下富線の全体計画の進捗と、請負契約締結の際に何かしらの変更があつたのか伺います。

岩崎道路建設  
課長

令和８年８月現在で約１５％です。契約に関しては、特に変更はありません。

大館隆行委員

順調に進んでいるということによろしいですか。

岩崎道路建設  
課長

計画通りに進んでおります。

【質疑終結】

【意 見】な し

【採 決】

川辺浩直委員  
長

議案第１１０号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第１１３号「市道路線の認定について」

【補足説明】な し

【質 疑】な し

【意 見】な し

【採 決】

川辺浩直委員  
長

議案第１１３号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前１０時２７分）

（説明員 交代）

再 開（午前１０時２９分）

○議案第９６号「所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を  
改正する条例制定について」

【補足説明】な し

【質 疑】な し

【意 見】な し

【採 決】

川辺浩直委員  
長

議案第９６号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決  
する。

○議案第１１２号「くぬぎ山特別緑地保全地区内の土地の取得について」

【補足説明】なし

【質 疑】

花岡健太委員

土地の取得に関して、どういうふうな優先順位で買取りをされているのですか。

金子みどり自  
然課長

公有地化されている土地に隣接していて維持管理がしやすいところに  
順位をつけまして、買取りを進めて行く形で考えております。

大舘隆行委員

いつまでに取得するとか、そういう計画は特にはありませんか。

金子みどり自  
然課長

今回は、国の社会資本整備事業の補助金を活用して買取りを行うという  
形で進めておりまして、そのためには計画を立てて購入して行かないとい  
けないということで、くぬぎ山につきましては、ここでアンケートを取り、  
今年度から５年間で、手を挙げていただいた方の土地を先ほどの優先順位  
を加味し順番に購入をしていくというような状況になっております。

大舘隆行委員

５年以内にこれを全部買い取るという計画なのですか。

金子みどり自

ここで手を挙げていただいた分に関しましては、５年間で購入を進める

然課長

ものでございます。

大館隆行委員

そうすると、その後はどういう形なのですか。

金子みどり自

この5年間は計画により進めていく形になりますが、特別緑地保全地区

然課長

に関しましては買取義務がありますことから、この5年間で終わりに近づいたところで再度買取希望のない方へのアンケートを取ったり、また、北岩岡のほうの特別緑地保全地区の残りのアンケートも進め、その後の買取りに計画的に取り組んで行ければと考えているところでございます。

大館隆行委員

今回手を挙げた方に対しては、5年間で全部買えるような形なのですか。

金子みどり自

今回手を挙げていただいた方の土地の取得につきましては、国の補助金

然課長

や、くぬぎ山につきましては県の公有地化事業もございますので、そういったものを使って何とか5年間で購入が完了する予定でございます。

大館隆行委員

大体予想としては、何%ぐらいになりそうですか。

金子みどり自

くぬぎ山におきましては、最終的に5年間の計画を終わりますと、公有

然課長

地化が61.9%となる予定でございます。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

川辺浩直委員  
長

議案第１１２号については、全会一致、可決すべきものと決する。

|           |                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>○諮問第２号「産業廃棄物処理業計画書（処分業）に係る意見を求めることについて</p> <p>○諮問第３号「産業廃棄物処理業計画書（収集運搬業）に係る意見を求めることについて」</p> |
| 川辺浩直委員長   | <p>諮問第２号及び諮問第３号については関連がありますので、一括議題としてよろしいですか。</p> <p>（委員了承）</p> <p>【補足説明】なし</p> <p>【質 疑】</p>   |
| 山口浩美委員    | <p>この事業者は、いつからこの事業を行っているのでしょうか。</p>                                                            |
| 東資源循環推進課長 | <p>当事業者につきましては、平成２６年度に収集運搬業の県の認可を受けて事業を操業していると伺っております。</p>                                     |
| 山口浩美委員    | <p>今までに市民から本市へ、この事業者に関しての苦情とか御意見とか何か伺っているようなことはありますか。</p>                                      |
| 東資源循環推進課長 | <p>特にそういった苦情等は当課に届いておりません。</p>                                                                 |

山口浩美委員

先ほどの現地調査では、事業所周辺の一般住宅は少なかったとお見受けしました。参考資料の5ページに「事業実施予定地の敷地境界線から200m以内に存する住宅の世帯主に対する同意の取得若しくは説明会の開催を義務づけている」との記載がありますが、対象となる世帯はいくつあるのか、確認させていただきたいと思います。

東資源循環推進課長

事業者は、個人情報の関係であくまで住宅地図上の世帯しか把握はできていないようですが、市の調べですと、現在7世帯、200m以内の住宅を確認しております。

その世帯に対しまして、個別に事業計画を事業者のほうから1軒ずつ回りまして、丁寧に御説明した上で御理解を得るというふうに伺っております。

山口浩美委員

説明会などは開かなくても大丈夫なのですか。個別に回ればそれでよいという感じなのでしょうか。

東資源循環推進課長

県の取決め等では、特段、説明会を開催しなければならないというふうな規定はございませんが、個別であっても、より丁寧に説明することは可能でありますので、特に説明会を合同で行わないことが、特段問題があるというふうなことではございません。

花岡健太委員

先ほど確認した時に、普通の民家よりは別の事業者とか会社とかが多かったと思うのですけれども、説明をする対象というのは、この7世帯だけなのでしょうか。隣接する別の事業者への説明とかはしなくてもよいという事でよろしいでしょうか。

東資源循環推進課長

事業者に対しましては、特段、計画とか法令上の義務というのはございません。

花岡健太委員

事業計画を7世帯に説明するというような話でありましたが、この事業計画というのは、先ほど説明された内容と全く同じような内容が近隣住民に説明されるということなののでしょうか。

東資源循環推進課長

そのように認識しております。但し、計画のほうがより詳細な項目がございますので、地域住民の方から都度質問があれば、丁寧に事業者のほうで説明するものと認識しております。

花岡健太委員

事業者が説明するタイミングというのは、県の認可が下りるどれぐらい前になるのですか。

東資源循環推進課長

現在は、手続き上何段階があるうちの、まず1段階目の事前審査という枠組みの中で動いておりまして、議会からの意見等がございましたら、ま

ず、市から県のほうに意見を付して回答するのですが、それを踏まえて県のほうで揉みまして、その次のステップへ行けるというふうに県が判断しましたら、具体的に施設を整備する次のタイミングが来ますので、そのタイミングで事業者のほうにそういった個別の説明等があるというふうな流れになっております。

花岡健太委員

事業計画に関して確認なのですが、近隣住民には、新規に処分する内容や変更される内容も詳しく説明されるのですか。

東資源循環推進課長

今回の事業計画にある内容については、先ほど説明されていたことも含めまして、丁寧に事業所から処分業も収集運搬業も説明するものというふうに伺っております。

花岡健太委員

法令上、事業者に対して近隣の住民プラス事業者に対しても丁寧な説明を求めることはできるのですか。

東資源循環推進課長

先ほども申し上げましたが、特に法令上の義務はございませんので、任意の範囲で説明することは可能かと思えます。

山口浩美委員

今年になって、市内の牛沼地域で、産業事業地なのか置き場なのか不明なのですが、ヤードでの火災事故が発生し、地域住民から不安の声も出て

いると伺っていますが、この火災を起こした事業者と今回の諮問の事業者は、同業なのでしょうか。

東資源循環推進課長

牛沼の事業所の火災につきましては、資源物を扱う事業者の、いわゆるヤードと言われているもので、今回諮問させていただいている事業所につきましては、廃掃法に基づく産業廃棄物処理を行う施設でございます、法令上は全く別の施設という扱いになっております。

**【質疑終結】**

休憩（午前１０時４６分）

（休憩中に協議会を開催）

再開（午前１０時５７分）

**【採 決】**

川辺浩直委員長

諮問第２号については、全会一致、次のとおり意見を付し回答すべきものと決する。

諮問第３号については、全会一致、次のとおり意見を付し回答すべきものと決する。

産業廃棄物処理業計画書に係る意見

（諮問第２号、諮問第３号）

諮問第2号、諮問第3号については、令和8年9月7日に現地調査を実施し、同日に協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

（処分業について）

- 1 関係法令を遵守し、廃棄物の適正な分別・保管、消防設備や防火対策を徹底し、火災・爆発・飛散等の事故防止に万全を期すること。
- 2 事業所内は常に整理整頓に努め、清潔さを維持すること。
- 3 関係住民との相互理解を深め、周辺の良い生活環境の維持と安全のため十分に配慮すること。

（収集運搬業について）

- 1 産業廃棄物の飛散、粉塵、悪臭等が生じないように、適切な車両・容器・積載方法を徹底すること。
- 2 収集運搬車両による交通事故や騒音、振動等を防止するとともに、通学路や住宅地等を通行する際は、地域住民の安全に十分配慮すること。
- 3 委託契約やマニフェスト等を適正に管理し、許可された種類・数量・処分先を遵守するとともに、不適正処理や不法投棄につな

がらないよう管理を徹底すること。

なお、埼玉県においては、事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に基づき、更なる指導を徹底していただきたい。

休 憩（午前 11 時 0 分）

（説明員 退室）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前 11 時 9 分）

散 会（午前 11 時 10 分）

## 建設環境常任委員会

令和 8 年 9 月 7 日(月)

開 会 



 ・ 午後 9 時 0 分  
散 会 



 ・ 午後 11 時 10 分  
場 所 第 6 委員会室

|         |         |   |
|---------|---------|---|
| 委 員 長   | 川 辺 浩 直 | ✓ |
| 副 委 員 長 | 花 岡 健 太 | ✓ |
| 委 員     | 島 田 一 隆 | ✓ |
| 〃       | 前 田 浩 昭 | ✓ |
| 〃       | 山 口 浩 美 | ✓ |
| 〃       | 中 毅 志   | ✓ |
| 〃       | 大 舘 隆 行 | ✓ |
| 〃       | 秋 田 孝   | ✓ |

|     |           |  |
|-----|-----------|--|
| 議 長 | 粕 谷 不 二 夫 |  |
|-----|-----------|--|

## ●出席表

【建設環境常任委員会】 令和8年9月7日

| 説明員等    |             |     |        |
|---------|-------------|-----|--------|
| 部局      | 課           | 職名  | 氏名     |
| 環境クリーン部 |             | 部長  | 畑中 武   |
| 環境クリーン部 |             | 次長  | 榎本 崇義  |
| 環境クリーン部 |             | 次長  | 大久保 千明 |
| 環境クリーン部 | みどり自然課      | 課長  | 金子 敦   |
| 環境クリーン部 | みどり自然課      | 副主幹 | 中 正行   |
| 環境クリーン部 | みどり自然課      | 主査  | 岩崎 博司  |
| 環境クリーン部 | 資源循環推進課     | 課長  | 東 和秀   |
| 環境クリーン部 | 資源循環推進課     | 副主幹 | 小田切 亘  |
| 環境クリーン部 | 資源循環推進課     | 副主幹 | 秋吉 和幸  |
| 環境クリーン部 | 資源循環推進課     | 主査  | 森本 哲史  |
| 環境クリーン部 | 資源循環推進課     | 主任  | 柳瀬 美紀  |
| 街づくり計画部 |             | 部長  | 高野 淳   |
| 街づくり計画部 |             | 次長  | 増子 雄一  |
| 街づくり計画部 |             | 次長  | 沼倉 貴雄  |
| 街づくり計画部 | 都市計画課       | 課長  | 小暮 桂介  |
| 街づくり計画部 | 都市計画課       | 主幹  | 須田 芳人  |
| 街づくり計画部 | 都市計画課       | 副主幹 | 大河原 梢  |
| 街づくり計画部 | 市街地整備課      | 課長  | 吉田 稔   |
| 街づくり計画部 | 市街地整備課      | 主幹  | 肥沼 宏泰  |
| 街づくり計画部 | 市街地整備課      | 主査  | 森 雅也   |
| 街づくり計画部 | 狭山ヶ丘区画整理事務所 | 課長  | 宮崎 智弘  |
| 街づくり計画部 | 狭山ヶ丘区画整理事務所 | 主幹  | 郡山 馨   |

|         |             |     |       |
|---------|-------------|-----|-------|
| 街づくり計画部 | 狭山ヶ丘区画整理事務所 | 主査  | 森田 惇  |
| 建設部     |             | 部長  | 工藤 順一 |
| 建設部     |             | 次長  | 吉田 進一 |
| 建設部     | 建設総務課       | 課長  | 山田 和弘 |
| 建設部     | 建設総務課       | 主査  | 佐藤 克範 |
| 建設部     | 道路建設課       | 課長  | 岩崎 幸司 |
| 建設部     | 道路建設課       | 副主幹 | 木下 眞阿 |

| 議会事務局 |  |    |       |
|-------|--|----|-------|
| 部局    |  | 職名 | 氏名    |
| 議会事務局 |  | 主査 | 深澤 亜紀 |
| 議会事務局 |  | 主査 | 奈良 信和 |